



政治と文学の接点

——漱石・蘆花・龍之介などの生き方——

三浦 隆著



教育出版
センター



政治と文学の接点

——漱石・蘆花・龍之介などの生き方——

三浦 隆著



教育出版
センター

『政治と文学の接点』
— 漱石・蘆花・龍之介などの生き方 —

1995年1月24日発行

著 者 三浦 隆
発行人 柴崎 聰
発行所 ㈱教育出版センター
〒101 東京都千代田区神田神保町2-46
TEL03-5394-1201 FAX03-5394-0633
印刷所 サン・ビルド印刷株式会社
ISBN4-7632-1543-4 C3095
1995© Takashi Miura / Printed in Japan

はじめに

政治は、政治権力の獲得・維持や政治資源の配分・調整等に人為的にかかわり、その過程で教育・宗教・労働などさまざまな分野に権力的な介入を試みる。その介入の方法としては、権力的・権威的・説得的・操作的などの手段がとられる。政治と文学の関係においても例外ではありえない。そしてその根底に、日本特有の政治的風土と文化的土壌がある。

日本特有の政治的風土と文化的土壌は、ヘタテ社会としての国の上命下服の支配制度とヘヨコ社会としての「家」制度の家長支配とが相互に依存しあい、明治憲法体制下の皇国史観・忠孝道德・男尊女卑・権威主義・「和」の観念などに支えられて日本固有の価値観を形成し、これを美徳とする政治文化を形成してきた。これらの伝統的な政治文化は、わが国の発展に寄与すると共に、西欧的な個人主義を基調とする自由民主主義的思考に対し、これを抑止する機能も果たした。このため「個」として目覚めた人々、とくに西欧的教養を身につけた多くの文学者の作家活動にとって、明治憲法体制の理念・政策・制度は「壁」となり、この「壁」への対応が文学者の大きな課題となった。これらの明治憲法体制下の「壁」は、おおよそ次のように類型化することができる。

- (a) 皇国史観に基づく制度Ⅱ天皇制、政策Ⅱ神勅思想の徹底、政治状況Ⅱ天皇神格化、
- (b) 軍国主義に基づく制度Ⅱ国民皆兵、政策Ⅱ富国強兵、政治状況Ⅱ戦争への道、
- (c) 資本主義に基づく制度Ⅱ私有財産制、政策Ⅱ殖産興業、政治状況Ⅱ貧困の中の豊富、
- (d) 旧道徳（儒教）主義に基づく制度Ⅱ「家」制度、政策Ⅱ男尊女卑、政治状況Ⅱ男女差別、
- (e) 中央集権主義に基づく制度Ⅱ官僚制、政策Ⅱ官尊民卑、政治状況Ⅱ行政国家、
- (f) 差別意識に基づく制度Ⅱ身分制、政策Ⅱ部落差別、政治状況Ⅱ貧富格差、
- (g) 強権主義に基づく制度Ⅱ治安立法体制、政策Ⅱ強権支配、政治状況Ⅱ反体制運動の抑圧、
- (h) 忠孝道徳に基づく制度Ⅱ学校教育制度、政策Ⅱ教育勅語の徹底、政治状況Ⅱ上命下服、
- (i) 神話崇拜に基づく制度Ⅱ宗教制度、政策Ⅱ神社神道優先、政治状況Ⅱ意識統一、
- (j) 八紘一字に基づく制度Ⅱ植民地制度、政策Ⅱ皇国民化、政治状況Ⅱ同化統一などが、

このような明治憲法体制の「壁」に直面した場合に、わが国の文学者たちはこの「壁」にどのような対応したのかというのが本書のテーマである。言葉を換えていえば、明治憲法体制の「壁」に対する文学者の心理的指向（認知・感情・評価）について、文学者の足跡ないしその作品の面から明らかにしようとしたものである。本書はその意味で、政治文化論や憲法社会学の一翼を担うものといつてもよい。

本書の論稿は、以下の出典による。

- 一 『政治と文学の接点』・「付表」 新規執筆
- 二 『亀井勝一郎の傷跡』 フェリス女学院短大「フェリス論叢」XVI（昭和四十八年一月）
- 三 『漱石・蘆花と忠孝道德』 フェリス女学院短大「フェリス論叢」XV（昭和四十九年九月）
- 四 『大逆事件と石川啄木』 関東学院大学「人文科学研究所報」第二号（昭和五十四年三月）、関東学院大学「紀要」第二七号（昭和五十四年七月）
- 五 『芥川龍之介の思想』 関東学院大学「紀要」第二二二号（昭和五十二年七月）
- 六 『芥川龍之介とキリスト教』 関東学院大学チャペル・ニュース「告知板」（昭和五十二年七月二日・十月二十日・十一月二日）
- 七 『忠孝道德と文学』『法学と社会』（平成四年度の鎌倉女子大学講義の補助教材、一―六の論文等を参照に補筆したもの）
- 八 『「家」制度と文学』 同上「法学と社会」

「付表1」 明治憲法体制の〈壁〉と近代日本文学の関係
「付表2」 明治憲法体制の〈壁〉に対する文学者の対応

本書の出版は、佛教育出版センターのご厚意によるものである。何分とも文学関係の出版は初めて

のことなので戸惑いながらの見切り発車である。本書は通常の文学論の視点とは異なり、文学を明治憲法体制との関連で読み、文学者がこの明治憲法体制の理念について、どう考え、どう対処したのかを検討したものである。検討したといっても、目を通した作品は微々たるものであり、へ輩の髓から天井覗くゝに似たようなものである。読者のご叱声をいただきながら、これからも政治と文学の關係について適宜に論稿をまとめていきたいと思っている。

平成六年十二月

三浦
隆

政治と文学の接点

——漱石・蘆花・龍之介などの生き方——

目次

はじめに

一 政治と文学の接点	11
------------	----

1 自由の自覚（文学と政治環境）	11
2 自由の抑圧（明治憲法体制の壁）	16
3 自由の主張（壁への対応の仕方）	26

二 亀井勝一郎の傷痕（「革命劇」からの逃亡）	39
------------------------	----

1 検挙（三・一五事件）	39
2 裁判（治安維持法による裁判）	43
3 転向（政治家への訣別）	51
4 文学（武者小路実篤への傾斜）	57
5 傷痕（戦争への協力）	65

〔解説〕	73
------	----

三 漱石・蘆花と忠孝道德	78
--------------	----

1 忠孝道德の構造	78
-----------	----

2	漱石と天皇制道徳	80
3	蘆花と天皇制道徳	86
4	忠孝道徳の動向	93

四	大逆事件と石川啄木	98
---	-----------	----

	はじめに	98
1	啄木の評論・随想と大逆事件	100
(1)	『日本無政府主義者陰謀事件経過及び附帯現象』から	100
(2)	『時代閉塞の現状』から	105
(3)	『無題』から	108
(4)	『A LETTER FROM PRISON』から	121
(5)	『所謂今度のこと(林の中の鳥)』から	135
2	啄木の詩歌と大逆事件	141
(1)	詩…『呼子と口笛』	141
(2)	短歌…『一握の砂』・『悲しき玩具』	143
	むすび	144

五 芥川龍之介の思想……………147

はじめに……………147

1 旧憲法体制とのかかわり……………148

(1) 旧憲法理念……………148

(2) 旧憲法政策……………154

(3) 旧憲法構造……………162

2 社会主義とのかかわり……………166

(1) 社会主義思想……………167

(2) 社会主義革命……………170

むすび……………174

六 芥川龍之介とキリスト教（『続西方の人』から）……………179

1 芥川とキリスト教との関係……………179

2 「我々は」……………180

3 「エマオの旅人たちのように」……………182

4 「我々の心を燃え上がらせてくれる」……………186

5	「キリストを求めずにはいられない」	188
---	-------------------	-----

七	忠孝道德と文学	190
---	---------	-----

1	忠孝道德の概要	191
---	---------	-----

(1)	〈忠〉(忠君愛国主義)	191
-----	-------------	-----

(2)	〈孝〉(家族国家主義)	192
-----	-------------	-----

(3)	忠孝道德の普及化	194
-----	----------	-----

2	忠孝道德と夏目漱石	196
---	-----------	-----

(1)	漱石の『断片』	196
-----	---------	-----

(2)	漱石の『日記』	198
-----	---------	-----

(3)	漱石の『書簡』等	200
-----	----------	-----

3	忠孝道德と徳富蘆花等	201
---	------------	-----

(1)	徳富蘆花	201
-----	------	-----

(2)	その他の文学者	203
-----	---------	-----

I	有島武郎	203
---	------	-----

II	与謝野晶子	204
----	-------	-----

III	萩原朔太郎	205
-----	-------	-----

八 〈家〉制度と文学……………207

1 〈家〉制度の概要……………208

2 『不如帰』（徳富蘆花）と「父母ニ孝ニ」（教育勅語）……………212

3 『女坂』（円地文子）と「夫婦相和シ」（教育勅語）……………216

〔付表1〕 明治憲法体制の〈壁〉と近代日本文学の関係……………221

〔付表2〕 明治憲法体制の〈壁〉に対する文学者の対応……………222

あとがき

一 政治と文学の接点

文学者が〈個〉として目覚め、目覚めた目で文学を語るとき、そのテーマによっては〈壁〉にぶつかり、沈黙を余儀なくされることが多かった。その壁とは、近代文学の場合、明治憲法の壁であり、〈家〉制度の壁であり、強権支配の壁であり、その他さまざまな差別の壁であった。以下、その壁に直面した文学者の対応を通して、政治と文学の接点を検証していくことにする。

1 自由の自覚（文学と政治環境）

戦前のわが国は、富国強兵・殖産興業の国策に基づき、アジアの小国から立ち上がり、日清・日露・太平洋戦争を通じて、世界の先進国へと躍進した。この間、政府は明治憲法に基づく日本特有の皇国史観による皇国民化政策、富国強兵・殖産興業の政策等を推進し、この路線を正当化すべく強制力・権威・操作・説得などの政治力を駆使してきた。その成果によりわが国の産軍体制は促進され、軍事を背景とする国際的地位も躍進することになった。しかしその反面、明治憲法の立憲主義は次第に

形骸化され、治安維持法を中心とする強権支配体制が確立されることにもなった。このため表現の自由は規制され、文学者の執筆活動も制約された。さらに大政翼賛体制以後は、日本文学報国会（昭和十七年）や大日本言論報国会（同十八年）が発足し、文学者の多くは政府の国策遂行の一翼を担うことになった。このような政治状況は、文学者の「個」としての自由な自覚と相反し、文学者の多くはこれを文学の「壁」として意識し、その対応がさまざまな形となって文学作品に結晶されていった。

(1) 文学者と文学

優れた文学作品は、われわれに多くの感動を与えてくれる。それは文学作品を通して、作者の人生観・社会観が、読者の琴線に触れるからである。

I 文学の感動

文学の感動は、人々に喜び、悲しみ、笑い、泣き、悩み、苦しみ、怒り、迷いなどを与える。このとき文学が人々の実生活と密着するものであれば、政治・経済・社会・文化などへの目を開かせ、社会（集団）制度・機能に対する「個」としての存在感を実感させる。この場合の「個」としての自覚の意識は、人形や奴隷としての生き方ではなく、人間としての目覚めた生き方という意味である。

II 文学者の対応

文学に接するものが、文学を通して、人として如何に生くべきものであるかを学びうるのは、その文学に示された是非善悪の判断を通してのことである。このような是非善悪の判断は、その作品を表

わした文学者の人生観・社会観の反映ともいえる。

III 夏目漱石（一八六七—一九一六）の場合

漱石の道徳観

『文学談』の中で、文学は勸善懲惡であり、その是非は文学者の見識において決すべきものであると、次のように述べている。「作者は世間の人々よりは理想も高く、学問も博く、判断力も勝れておらねばならないのは無論のことである。文学は好惡をあらわすもので、普通の小説の如き好惡が道徳にわたっている場合には是非とも道徳上の好惡が作中にあらわれてこなければならん。この点から見て、文学はやはり勸善懲惡である」、「私は、自分の良心に恥かしからぬように勸善懲惡をやりたい。世間の道徳に反対することもあろうし、または道徳通りを、道徳通りと示す場合もあろうし、世間の道徳を是と感ぜしめると同時にそれを破つたものも大いに称すべき価値あるようにもかこうし、要するに自己の見識に負けぬようにしたい。そうしてこの見識は深く感え、深く修め、深く読み、また深く寓して出来るものだから、文学者、殊にこの種の小説家は頭脳の収容を怠ってはならんと思う」、「学問は教師に聞かねばならん。事務は官吏に任せねばならん。金儲けは商人に頼まねばならんことがわかれば、吾人が世の中にある立脚点やら、徳義問題の解決やら、相互の葛藤の批判やら、凡てこれらは小説家の意見を聞いて参考にせねばならん。小説家もその覚悟がなくてはならん」と。この漱石の言葉には、文学者としての良心を賭けた、職業に対する自信と誇りがある。

漱石の社会観

漱石は、当時の淳風美俗の道德観や天皇観にとらわれず、「昔は御上の御威光ならなんでもできた世の中なり。今は御上の御威光でもできぬ世の中なり。次には御上の御威光だからできぬという時代が来たるべし。威光を笠にきて無理を押し通すほど個人を侮辱したることなければなり。個人と個人の間なら忍ぶべきことも、御上の威光となるとだれも屈従するものなきにいたるべし」（『断片』）と述べ、また忠孝道德に対する批判を行ったのも、漱石の見識に基づくものである（↓「漱石・蘆花と忠孝道德」参照）。

(2) 文学者と社会

文学者の個としての自覚と生き方は、一般には、文学者を取り巻く政治・社会環境によって規制される。その規制は有形無形の圧力となって、文学者の意識や行動を拘束し、文学を阻む〈壁〉を形成する。

I 文学と政治環境

文学者が社会の勧善懲悪を問題とするとき、個人を取り巻く政治・経済・社会等の構造・機能の是非もまた文学者の目にはいつてくる。したがって、文学者の目を通して、見て、感じて、書かれた作品を分析することによって、その折の政治・社会構造を知ることにも可能である。この場合の文学作品と政治・社会構造との関連の考察は、外から作品とは直接にかかわらない作家のパーソナリティーや出版部数などによる調査方法と、内から作品に書かれた内容と政治・社会の構造や機能分析との関係